

天龍村

【 第9期：令和6年度～令和8年度 】

老人福祉計画 介護保険事業計画



令和6年3月

長野県下伊那郡 天龍村

◎はじめに

1. 計画策定の趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度は、平成12年4月のスタートから約20年が経過し、長野県内の介護サービス提供基盤の急速な整備とともに、サービスを利用する人は倍増するなど、老後の安心を支える仕組みの一つとして社会にしっかりと定着してきました。

しかしながら、当村においては、令和5年10月1日現在の65歳以上の比率が61.9%（住民基本台帳・外国人登録人口）に達し、全国平均をはるかに越える早さで高齢化社会が進行しており、介護サービスを質、量ともに一層充実していくことが求められています。

本計画は、令和2年度策定の「第8期天龍村老人福祉計画・介護保険事業計画」から3年経過したことを踏まえて見直すとともに、介護保険制度の円滑な実施に向けて介護保険サービスの量と質の両面にわたって確保し、高齢者により質の高いサービス提供をめざし、基本的な目標を定め、その実現に向けた施策等を明らかにするものです。

2. 計画の性格

この計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による「老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による「第9期介護保険事業計画」として一体的に策定しました。

3. 計画の期間

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、第9期計画は令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画とします。

4. 他計画との整合

この計画は、村の基本構想・総合計画、第9期長野県高齢者プランと整合を図るものです。

5. 日常生活圏域の設定

当村の面積や公立小中学校が1つずつである点、サービス提供地域が村内で分かれていないこと等を勘案し、村内全域を日常生活圏域とします。なお、施設整備計画を作成する場合に記載される日常生活圏域と整合を図るものです。

6. 計画策定後の点検体制

本計画の策定後、進行管理についてサービス量見込を毎年度点検し、課題の分析、評価を行い、結果を懇話会や地域包括支援センター運営協議会でチェックしていきます。介護保険の規定等に基づき、3年後に新たな計画の策定を行います。

目次

第1編	計画の基本的な方向	1
第1章	高齢社会の現状と見通し	2
1	人口構成とその推移	2
2	人口・高齢化の見通し	2
3	介護保険認定者数の現状	3
4	介護保険認定者数等の将来推計	5
第2章	スローガンと理念・取り組むべき課題	6
1	知識と経験を活かした社会参加の促進	6
2	介護予防・健康づくりの推進	6
3	住み慣れた地域における支援体制の構築	6
4	高齢者の権利擁護、認知症高齢者ケアの推進	6
5	介護サービスの質の向上	7
6	家族の絆を持った家族介護への支援	7
7	通院・食事・買い物など日常生活への支援	7
第3章	施策の体系	8
第2編	施策の展開	9
第1章	高齢者がいきいきと生活できる社会づくり	10
第1節	高齢者の生きがいつくり、社会参画の支援	10
第2節	要介護予防・健康づくり	11
1	要介護予防	11
2	健康づくり	12
第3節	地域包括ケアの実現・高齢者の自立支援	13
1	地域包括ケアシステムの構築	13
2	在宅医療・介護の連携強化とサービスの実現	13
3	高齢者の自立した生活を支援するサービスの提供	14
4	高齢者の権利擁護	15
第4節	認知症高齢者の支援	16
第5節	居宅における介護者の支援	17
第6節	介護サービスの質の向上	18
1	介護サービスの評価・公表	18
2	事業者に対する指導・監督	18
3	苦情相談体制の充実	18
第7節	介護保険制度の適切な運営	19
第2章	介護サービス量等の見込み	20
第1節	介護サービスの見込み	20

第2節	介護予防サービスの見込み	22
第3節	介護給付費等の見込み	23
第4節	地域支援事業費推計	25
第3編	その他	26
	高齢者実態調査の結果について	27
	天龍村介護保険等懇話会設置要綱	37
	天龍村介護保険等懇話会委員名簿	39
	天龍村地域包括支援センター運営協議会設置要綱	40

第1編

計画の基本的な方向

第1章 高齢社会の現状と見通し

1. 人口構成とその推移

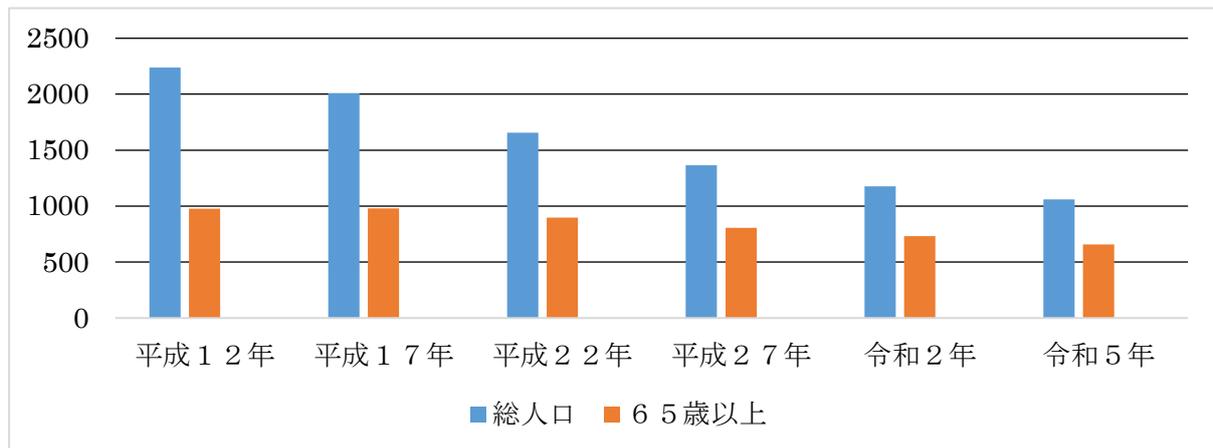
本村の総人口は、1,061 人（令和5年 10 月 1 日現在・毎月人口異動調査）、65 歳以上人口は 657 人となっており、高齢化率は 61.9%にのぼり、県下で最も高い高齢化率となっています。

人口の推移

（単位：人、%）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 5 年
総人口	2,239	2,009	1,657	1,365	1,178	1,061
65 歳以上	977	979	896	806	732	657
高齢化率	43.6%	48.7%	54.1%	59.1%	62.1%	61.9%
前期高齢者	485	432	327	263	246	199
後期高齢者	492	547	569	543	486	458
40～64 歳	741	577	463	342	247	224

国勢調査（令和5年のみ毎月人口異動調査）



2. 人口・高齢化の見通し

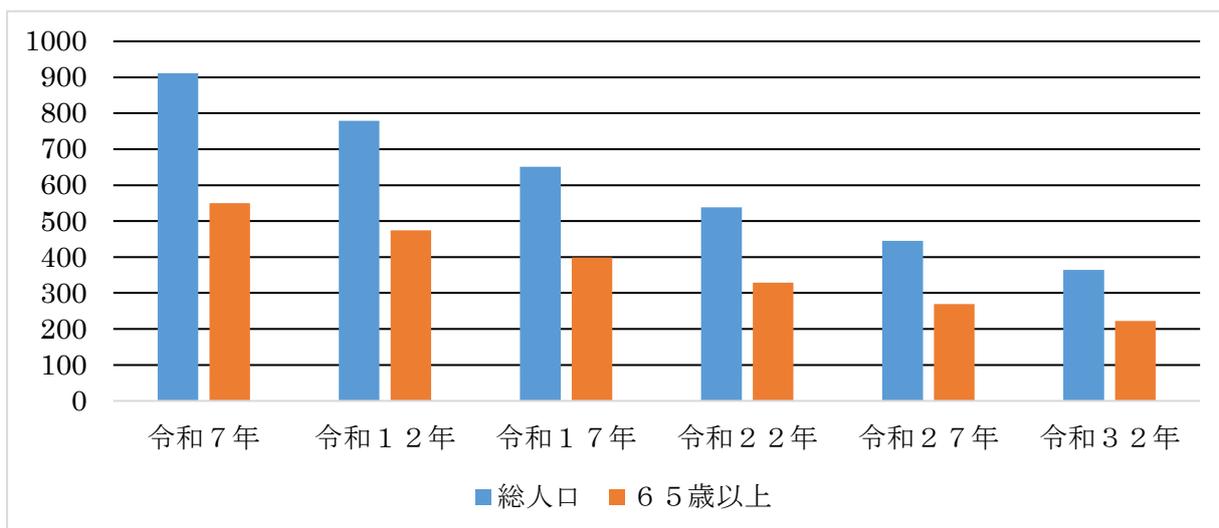
人口は令和 22 年には令和 5 年時点の総人口の半分程度になると見込まれ、令和 12 年には総人口に占める後期高齢者の割合が 45%を超える試算となっています。

将来人口の推計

（単位：人、%）

	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
総人口	911	779	651	538	445	364
65 歳以上	550	474	399	329	269	222
高齢化率	60.4%	60.8%	61.3%	61.2%	60.4%	61.0%
前期高齢者	170	110	94	82	67	61
後期高齢者	380	364	305	247	202	161
40～64 歳	209	176	142	117	97	76

資料：国立社会保障・人口研究問題「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」



3. 介護保険認定者数の現状

平成26年での認定者数は135人で認定者率は17.1%でしたが、9年が経過した令和5年には、認定者数は181人と増加しており、認定者率も28.5%と大きく上昇しています。

第1号被保険者数の推移

	H26.10	H28.10	H30.10	R2.10	R4.10	R5.10
前期高齢者	267	263	256	246	219	201
後期高齢者	521	517	484	458	442	434
合計	788	780	740	704	661	635

要支援・要介護認定者数

	H26.10	H28.10	H30.10	R2.10	R4.10	R5.10
要支援1	15	12	5	2	10	11
要支援2	13	13	6	24	26	22
要介護1	38	42	47	31	47	52
要介護2	12	21	25	36	31	28
要介護3	15	20	22	25	29	31
要介護4	27	23	19	20	23	17
要介護5	15	19	22	16	13	20
合計	135	150	146	154	179	181
要介護認定者率	17.1%	19.2%	19.7%	21.9%	27.1%	28.5%

※認定率(%) = (認定者数 ÷ 第1号被保険者数) × 100

居宅サービス受給者数

	H26.10	H28.10	H30.10	R2.10	R4.10	R5.10
要支援1	10	7	3	0	1	3
要支援2	9	9	2	5	0	6
要介護1	23	26	31	18	31	30
要介護2	9	16	17	29	22	14
要介護3	8	9	14	13	13	16
要介護4	9	7	6	8	9	3
要介護5	3	7	4	3	3	5
合計	71	81	77	76	79	77
居宅対象者率	52.6%	54.0%	52.7%	49.4%	44.1%	42.5%

地域密着型サービス受給者数

	H26.10	H28.10	H30.10	R2.10	R4.10	R5.10
要支援1	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	1	0	0	0	0
要介護1	0	14	23	13	15	19
要介護2	0	9	8	19	16	7
要介護3	0	5	6	4	6	7
要介護4	1	3	2	3	3	1
要介護5	0	3	3	2	1	2
合計	1	35	42	41	41	36
密着型対象者率	0.7%	23.3%	28.8%	26.6%	22.9%	19.9%

※平成28年度から、定員19人未満の通所介護は地域密着型通所介護へ移行。

施設サービス受給者数

	H26.10	H28.10	H30.10	R2.10	R4.10	R5.10
介護老人福祉施設	29	29	32	26	26	25
介護老人保健施設	7	9	8	6	19	15
介護療養型医療施設	1	0	3	0	0	0
介護医療院			0	1	1	3
合計	37	38	43	33	46	43
施設対象者率	27.4%	25.3%	29.5%	22.6%	25.7%	23.8%

4. 介護保険認定者数等の将来推計

被保険者数は年々減少するものの、認定者数は増加すると推計されます。

被保険者数推計（第1号被保険者：65歳以上、第2号被保険者：40歳～64歳）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号被保険者数	706	665	632	593	555	541
第2号被保険者数	239	232	224	217	209	203
総数	945	897	856	810	764	744

（各年度末時点）

要支援・要介護認定者数者数及び推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	6	7	11	12	12	14
要支援2	20	28	23	28	27	31
要介護1	35	47	54	49	49	52
要介護2	38	31	31	28	28	28
要介護3	28	26	24	33	35	32
要介護4	17	24	17	17	17	17
要介護5	13	15	21	18	18	18
合計	157	178	181	185	186	192

（各年度末時点）

第2章 スローガンと理念・取り組むべき課題

★スローガン

しあわせ（ゆたかさ）や長寿の喜びを実感し、
自分らしく安心して暮らしていける村

★理念

住み慣れた地で安心して暮らすための介護予防事業や介護サービス、
認知症施策の充実

1. 知識と経験を活かした社会参加の促進

少子高齢化の著しい本村において、明るく活力ある社会を持続させ、豊かな健康長寿社会を築くためには、多くの高齢者が健やかに暮らし続け、積極的に社会参加していることが必要です。元気な高齢者には、自らの知識と経験を活かして、地域社会の担い手としての役割を果たしていただくことも期待されています。

今後、団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、多様化するライフスタイルやニーズに対応した社会参加や社会貢献のあり方が問われており、そのような活動を支援する環境整備が重要となっています。

2. 介護予防・健康づくりの推進

年齢を重ねるとともに現れる身体機能の衰えは、誰にも避けることはできません。しかし、生活習慣に配慮した予防重視の健康管理や適切な介護予防に取り組むことによって、少しでも長く自立した暮らしを続けることができます。

また、支援や介護を要する状態であっても、適切なケアマネジメントによって重度化を防ぎ、自立支援を図ることが重要です。

高齢者が持てる能力を発揮して、できるだけ長くいきいきと自立した生活を送れるよう、介護予防事業の充実や健康づくりの推進を図っていくことが必要です。

3. 住み慣れた地域における支援体制の構築

「医療や介護の必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けたい」という高齢者の願いを実現できるよう、医療従事者と介護従事者の連携・協働による継ぎ目のない支援体制の構築が求められています。

4. 高齢者の権利擁護、認知症高齢者ケアの推進

認知症高齢者が増加していますが、認知症や障害などのため判断能力が不十分になったり、失われたりした人の権利を守るための制度である成年後見制度は、普及が遅れている現状にあります。

このため、詐欺や虐待の被害者となりやすい認知症高齢者についての正しい理解の促進も含め、高齢者の人権を尊重する社会づくりは率先して取り組むべき課題となっています。

更に、認知症高齢者のケアにおいては、医療と介護の一体的な支援体制の整備や介護する家族の負担軽減が課題となっており、認知症予防と家族支援を目的とする「オレンジカフェ」を村内で実施します。また、平成30年に配置された「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」、「認知症サポート医」と連携し、この課題に取り組んでいきます。

5. 介護サービスの質の向上

現在村には介護保険施設として、デイサービスセンター、特養及び養護老人ホーム、地域密着型認知症共同生活介護事業所が通所及び入所施設の要として機能しています。また、在宅介護サービスも村内1事業所の他、郡内の事業所からサービスを提供されています。

さらに増大する高齢者の介護ニーズを支える人材の養成・確保のため、介護従事者が働きやすく、介護の仕事に誇りとやりがいを持って取り組む続けていけるよう、労働環境の整備などが求められています。

さらに、高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう、介護サービス事業所における適正な介護サービスの確保と質の向上を図っていくことが必要です。

6. 家族の絆を持った家庭介護への支援

実態調査によると、寝たきり等となった時、家庭での介護を望む者が多い一方で、現状では介護者の生活面や経済的負担等により施設思考が強くなっています。

親子や家庭、地域との繋がりを大切にした介護が出来る環境作りが急務になっています。お互いがお互いの気持ちを尊重し、介護サービスを利用出来る環境整備をすることが重要な課題です。

また、介護者の高齢化、介護の長期化、男性介護者の数も増えており、孤立や虐待防止、情報提供など介護者への支援体制も重要です。

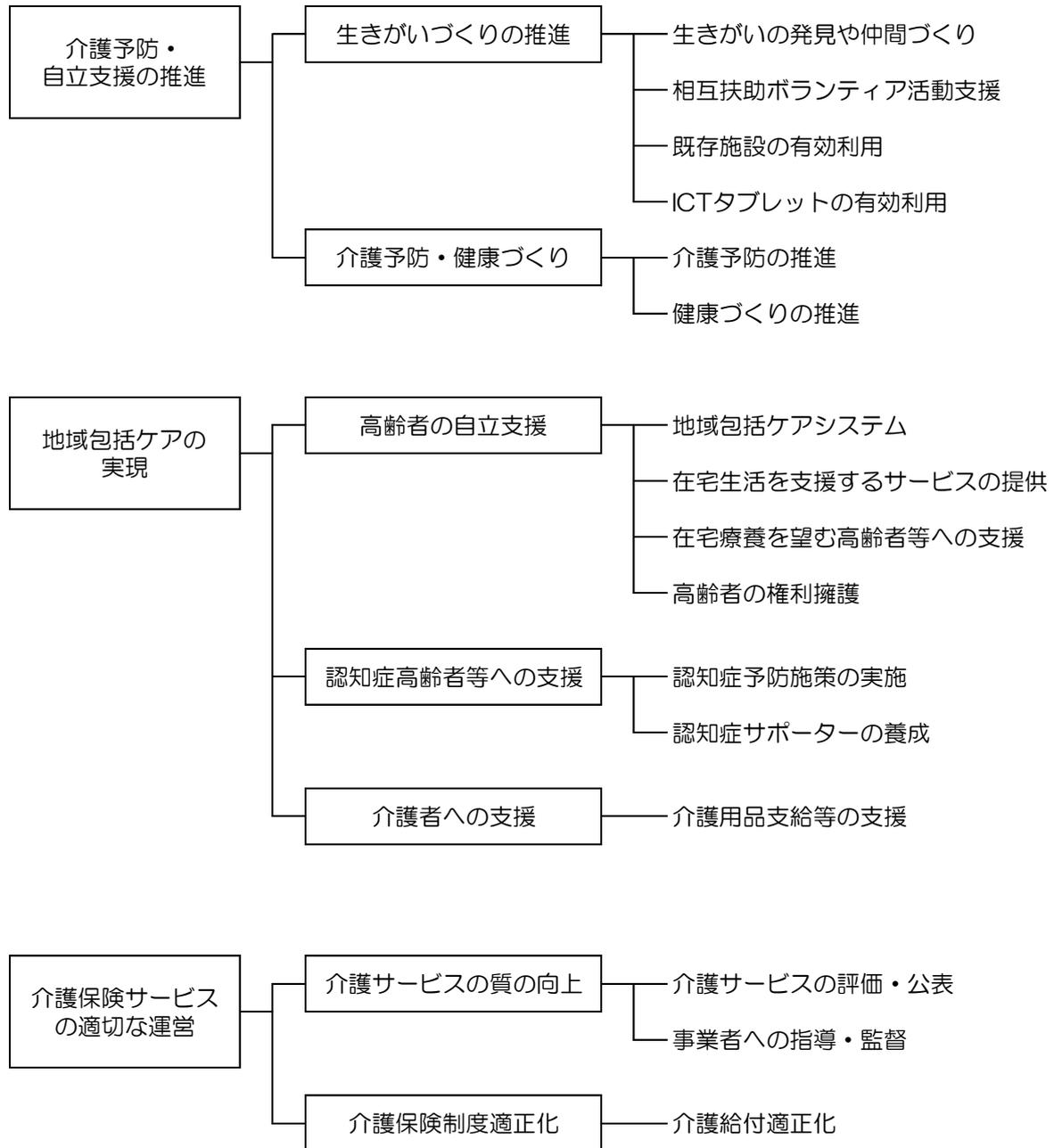
7. 通院・食事・買い物など日常生活への支援

高齢化率が県下一高く、高齢者のみ世帯（独居含む）が多く、民家も点在しており通院・食事・買い物など日常生活に支障のでてきている世帯もあります。

村内では、商業の衰退や高齢者の足の確保等、難しい課題があり、高齢者の買い物事情にも影響が出ています。こうした状況から、平成26年度より交通弱者対策としてタクシー券「クオッシー」の販売を開始し、平成29年度より買物弱者対策検討委員会を立ち上げました。令和2年度からは高齢者等の見守り・御用聞きを兼ねた「やまびこデリ」事業を開始し、令和4年度には買物拠点施設「満島屋」が開業しました。

第3章 施策の体系

各課題に取り組むため、以下の項目に沿って各種施策を推進します。



第2編

施策の展開

第1章 高齢者がいきいきと生活できる社会づくり

第1節 高齢者の生きがいづくり、社会参画の支援

高齢者に積極的に社会参画していただき、活力ある長寿社会を構築するために、シニアクラブや主体的に行っている地域活動（あつまらまい会）への活動支援、また相互扶助による生活支援サービス事業の推進に努めます。

①シニアクラブ活動の充実

高齢者の生きがい活動の中心的な団体として、シニアクラブは重要な役割を果たしています。

これらシニアクラブが主体的に取り組む地域ボランティア活動や交流会、研修会などの活動に対し積極的にその活動を支援します

②あつまらまい会への支援

現在有志地区で行われている「あつまらまい会」への積極的な支援を行います。

原・中央・南上・鶯巣・下山・松島

③暮らし安心 ICT ネットワーク事業

65 歳以上の高齢者及び障がい者のうち希望された方にタブレット端末を貸与し、高齢者の見守りや各種情報の提供、離れた家族や友人との情報交換や安全確認などを支援します。

④老人福祉センター・ふれあいプラザ・老人憩いの家

村内にある老人福祉施設の積極的活用を支援します。

施設名称	実施目標	令和5年度	令和8年度
老人福祉センター	設置数	1ヶ所	1ヶ所
ふれあいプラザ	設置数	1ヶ所	1ヶ所
老人憩いの家	設置数	1ヶ所	1ヶ所

第2節 要介護予防・健康づくり

1. 要介護予防

地域支援事業は要介護状態の発生予防を目標に、要介護状態に陥る可能性の高い方（特定高齢者）や一般の高齢者を対象にして、介護予防事業や包括的支援事業などを実施するものです。

いずれの事業も、村と地域包括支援センターが一体的、積極的に関わっていきます。

種別	事業名	事業内容	
一般介護予防事業	●介護予防事業		
	二次予防事業の対象者把握事業		
	通所型介護予防事業		
	運動指導事業	一般運動指導事業	老人福祉センターにて、筋力向上から疼痛の改善、転倒予防と生活機能の向上につなげるための運動を行います
		施設内運動指導事業	デイサービスセンターにおいて、関節運動等により転倒予防等未然の事故を防ぐための運動事業を行います
		CATV放送運動指導事業	村内CATV放送を通じて外出が困難な方々にも自宅で簡単な運動を行えるよう放送します
	健康相談事業		老人福祉センター、各集会施設にて実施、血圧測定等日常的なヘルスチェックを行う他健康に関する相談、生活習慣改善への助言を行います
	機能訓練事業	あつまらまい会	地域単位に行われている「あつまらまい会」開催に合わせて実施、筋力向上、認知症予防のための運動を行います
	生きがいデイサービス		特定高齢者が集まって介護予防に資するような活動を行います
	料理教室事業	一人暮らし高齢者料理教室	一人暮らしの高齢者を対象とした料理教室、バランスの取れた調理の実習、昼食会を行います
		男性対象の料理教室	簡単に作れる栄養バランスの取れた料理を生活に取り入れてもらうことで生活習慣病予防につなげます
		高齢者栄養教室	高齢者の方を対象とした料理教室、食生活改善のためのレシピ配布と実践及び試食を行います
	訪問介護型予防事業		特定高齢者に対して、包括支援センター職員等が訪問により、予防介護を目的として事業を行います
		配食サービス	一人暮らしの高齢者を主として弁当の配布、また、お惣菜の配布を行い、同時に安否確認を行います
	二次予防事業評価事業		事業計画に照らして達成状況を検証することで、事業評価を行います
	介護予防普及啓発事業		高齢者向けに介護予防のための意識の啓発を図ります
		健康教室	老人福祉センター・おきよめの湯・各地区集会所にて介護予防の普及啓発を行います
		寝たきり予防対策事業	寝たきりを予防するための啓発活動を行います
	地域介護予防活動支援事業		地域の中にグループ・趣味の活動、ボランティア活動などの社会資源づくりを育成支援します
		暮らし安心ICTネットワーク事業	65歳以上の高齢者及び障がい者へタブレットを貸与し見守りや健康相談、離れた家族・友人との情報交換等を行います
	生きがいデイサービス	一般高齢者の方でも従来どおりデイサービスセンターに通所して、サービスを受けられます	
	生活管理指導短期宿泊事業	養護天龍荘を活用したショートステイ事業です	
	生活管理指導員派遣事業	一般高齢者を対象とした家事援助・話し相手等のためにホームヘルパーを派遣します	
一次予防事業評価事業		事業評価項目により、事業評価を実施します	

2. 健康づくり（フレイル（※）対策の推進）

各種検診による疾病の早期発見・治療、保健師や栄養士による家庭訪問等による日常の療養や介護、生活習慣に関する助言を行い、個人や地域での総合的な健康づくり環境の構築を目指します。

また、栄養指導、口腔衛生、各種運動教室を通じて、家庭で簡単に出来る健康づくり等の普及を図り、社会的なフレイル（虚弱）サイクルに陥らないような主体的な健康づくりを目指します。

※「フレイル」とは、運動機能の低下や口腔機能低下に伴う低栄養などの身体的要因、認知機能の低下やうつ病等の精神・心理的要因、閉じこもりや孤食等の社会的要因が合わさることによって起こる、健康と要介護の間の虚弱な状態を指します。

第3節 地域包括ケアの実現・高齢者の自立支援

1. 地域包括ケアシステムの構築

地域で総合的に保健福祉サービスを利用できるシステム構築のため、日常の生活圏に近いところで保健・医療・福祉の在宅介護サービス提供窓口として相談・指導にあたるとともに、多様なニーズに応じて各種サービスを調整し、総合的に供給することが出来る体制として、地域包括支援センターを中心とした体制整備を図ります。

2. 在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実

介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で安心して生活ができるよう、地域包括支援センターの機能を強化し、地域の連携づくりを推進するとともに医療と介護の連携や地域包括ケアシステムを推進します。

- ・医療機関と介護サービス提供機関相互の連携の強化を進めます。
- ・住み慣れた地域で在宅医療を望む高齢者を支えるために医療・看護・介護の多職種が連携する仕組みについて医師会等と協働していきます。
- ・地域包括支援センターは、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、①生活支援サービスの提供体制整備②介護予防③認知症施策④医療と介護の連携⑤自立に向けたケアマネジメントに取り組みます。
- ・地域包括支援センターは関係機関との連携を強化し、特に地域の力を生かしながら高齢者の生活課題を解決する取り組みを進めます。
- ・地域の問題・課題の解決方策について、地域における医療・介護・福祉の関係者で話し合う地域ケア会議を開催します。

高齢化が進み、要支援・要介護認定の有無にかかわらず相談も今後さらに増えていきます。地域包括支援センターの役割もますます重要となり、それに対応するための人員確保を含め、支援体制の整備が急務となっています。

◎地域包括支援センター

当村では役場内に地域包括支援センターを配置し、総合的な相談・指導・介護保険に限らない福祉サービス全般の調整機能の役割を担います。

公正・中立性を確保し円滑な運営を図るために運営協議会を設置し、必要な事項について協議していきます。

○天龍村地域包括支援センター		
所在地	天龍村平岡878番地	天龍村役場内
設置日	平成18年4月1日	

実施目標	令和5年度	令和8年度
設置数	1ヶ所	1ヶ所

◎在宅介護支援センター

これまでどおり天龍村社会福祉協議会内で介護に関する諸相談に応じます。

○天龍村在宅介護支援センター 所在地 天龍村平岡773番地2 天龍村社会福祉協議会内

実施目標	令和5年度	令和8年度
設置数	1ヶ所	1ヶ所

3. 高齢者の自立した生活を支援するサービスの提供

サービス名	事業内容
生活管理指導員派遣事業	基本的な生活習慣、対人関係の構築支援指導を行います。軽易な生活援助サービスも兼ねて行います
生活管理短期宿泊事業	養護天龍荘の空きベッドを利用し、一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行います
配食サービス	食事を提供し、高齢者等の自立した生活の維持や安否の確認を行います
生きがい活動デイサービス通所	デイサービスセンターにて、日常動作訓練、趣味活動（生きがい活動）のサービスを提供します
外出支援サービス（福祉有償バス）の運行	高齢者の足の確保のため、村内全域に福祉有償バスを運行させます。
タクシー券「クオッシー」交付事業	タクシー利用料金の3/4を補助し、移動困難者の足の確保を行います
暮らし安心ICTネットワーク事業	65歳以上の高齢者及び障がい者のうち希望された方に貸与し、見守りや健康相談、離れた家族・友人との情報交換等を行います
高齢者にやさしい住宅改良	高齢者が安心して居宅生活を営むための住宅改良（トイレ・風呂場・段差解消等）を補助します
地域グループ活動支援事業	「あつまらまい会」など地域で積極的に進めているサークル活動の支援をします

4. 高齢者の権利擁護

- 関係団体、関係機関との連携・協力のネットワーク構築等を支援します。
- 高齢者施設の事業者指導等において、高齢者虐待防止法の内容の周知徹底を図ります。また、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護支援事業所や医療機関等に協力を依頼し早期発見と未然防止を目指します。
- 成年後見制度について広く普及啓発し、円滑な利用促進を図ります。
- 消費者被害の防止
 特殊詐欺被害などを未然に防止するため警察等と連携しポスターや広報誌で呼びかけ、啓発します。また、令和5年度から開始した迷惑電話防止装置の設置に対する補助を引き続き行います。
- 災害時に自立避難が困難な要支援者の安否確認や避難支援活動ができるよう日頃から民生児童委員や地域住民による自主的な支え合いの取組みを支援します。

第4節 認知症高齢者の支援

認知症になっても本人の意思が尊重され、できるかぎり良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目指します。

認知症高齢者は、徘徊や不潔行為などの行動を伴うこともあり、特に在宅での介護においては介護者に大きな負担を強いることとなります。これら介護者の負担を軽減する対策として、認知症の早期段階からの相談体制や、認知症高齢者を介護する家族への支援体制、また地域などで認知症に対する正しい知識と理解を持つための施策を展開します。

① 認知症地域支援推進員の普及

認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者の状況に応じて受けられるサービスや相談機関などをわかりやすく村民・医療・介護関係者へ周知します。

② 認知症高齢者の早期診断・早期対応に向けた体制整備

専門職と認知症サポート医を構成員とした「認知症初期集中支援チーム」配置し、早期診断・早期対応のための支援に努めます。

③ 広報誌やチラシ、パンフレットの制作により認知症についての啓発活動を行います。

④ 医療・老人介護施設・民間有識者などの協力を得て、いつ誰でもが気楽に相談できる場所の普及に努め、認知症に係る専門的な相談体系を検討します。

⑤ 認知症高齢者の介護については家族に重い介護負担を強いることが多いため、認知症高齢者を介護する家族への支援を行います。

⑥ 認知症予防と家族支援を目的とした「オレンジカフェ」を各地区で開催し、認知症予防・支援と、その介護に対する理解の推進に努めます。

⑦ 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人を養成する「認知症サポーター養成講座」を開催します。

⑧ 認知症地域支援推進員、認知症サポーターを中心に、認知症の人やその家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組、「チームオレンジ」の配置を目指します。

【認知症サポーターとは？】

- 平成17年から全国各地で実施されている「認知症サポーター養成講座」（90分）を受講すると認知症サポーターとなり、その証としてオレンジリングが渡されます。

第5節 居宅における介護者の支援

高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

サービス名	事業内容
家族介護者交流事業	介護から一時的に開放し、介護者相互の交流会など心身の元気回復を図ります
介護用品支給事業	非課税世帯の家庭で要介護4または要介護5の在宅高齢者等を介護している介護者に対し、紙おむつ等の購入費用助成を行います
家庭介護者慰労事業	半年以上、要介護3以上の在宅高齢者を介護した介護者に慰労金を支給します

第6節 介護サービスの質の向上

1. 介護サービスの評価・公表

介護サービスを利用しようとする高齢者や家族が、必要な介護サービス情報を的確に把握できるよう「介護サービス情報の公表」制度のより一層の普及に努めます。

2. 事業者に対する指導・監督

地域密着型サービス・居宅介護支援事業者に対する指導、監査を支援し、適切なサービスの提供を推進します。

3. 苦情相談体制の充実

利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービス事業所のほか居宅介護支援事業所、役場、地域包括支援センターの窓口等、引き続き利用者の身近な場所で苦情相談に対応します。

第7節 介護保険制度の適切な運営

◎介護給付適正化

- 既に適正化事業を実施しており、引き続き事業の実施・拡充を行います。
- 「要介護認定の適正化」について、変更・更新に係る認定調査を委託したもののについて、すべて点検することを目標とします。
- 「ケアマネジメント等の適正化」については、「ケアプランの点検」及び「住宅改修・福祉用具の点検」をさらに進めていきます。
- 「事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」については、「医療情報との突合・縦覧点検」に取り組みます。
- 介護給付費通知を年に2回実施しておりサービス受給者がどのくらいの給付を受けているか理解する事や請求誤りが発見できます。
- 国民健康保険団体連合会の介護給付費適正化システムの活用を進めます。

第2章 介護サービス量等の見込み

今後の介護サービスの利用動向を精査して見込んだ数値を集計すると、計画期間中のサービス利用量は次のとおり見込まれます。

第1節 介護サービスの見込み

【介護】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護						
回数(回)	380	321	425	289	276	333
人数(人)	19	22	22	18	17	21
訪問入浴介護						
回数(回)	4	4	4	3	3	3
人数(人)	1	1	1	1	1	1
訪問看護						
回数(回)	40	31	39	21	21	21
人数(人)	9	7	8	6	6	6
訪問リハビリテーション						
回数(回)	40	29	48	25	24	24
人数(人)	6	5	9	5	5	5
居宅療養管理指導						
人数(人)	8	6	4	4	4	4
通所介護						
回数(回)	26	13	8	8	8	8
人数(人)	2	1	1	1	1	1
通所リハビリテーション						
回数(回)	9	10	16	9	9	9
人数(人)	2	2	6	3	3	3
短期入所生活介護						
日数(日)	122	171	224	142	191	167
人数(人)	8	11	12	9	12	11
短期入所療養介護(老健)						
日数(日)	24	30	38	35	35	35
人数(人)	2	2	3	3	3	3
短期入所療養介護(病院等)						
日数(日)	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)						
日数(日)	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与						
人数(人)	30	27	32	27	27	26
特定福祉用具購入費						
人数(人)	0	0	0	1	1	1
住宅改修費						
人数(人)	0	0	0	1	1	1
特定施設入居者生活介護						
人数(人)	9	8	8	8	8	8

※1月あたりの日数、回数および人数を掲載

(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護							
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護							
回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護							
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護							
人数(人)	3	4	1	1	1	1	1
地域密着型特定施設入居者生活介護							
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護							
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護							
日数(日)	239	260	278	219	210	210	210
人数(人)	36	37	40	33	31	31	31
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設							
人数(人)	26	27	28	30	30	30	30
介護老人保健施設							
人数(人)	11	15	18	22	22	22	22
介護医療院							
人数(人)	1	1	3	3	3	3	3
介護療養型医療施設							
人数(人)	0	0	0				
(4) 居宅介護支援							
人数(人)	60	65	64	53	55	56	56

※1月あたりの日数、回数および人数を掲載

第2節 介護予防サービスの見込み

【介護予防】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護						
回数(回)	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護						
回数(回)	1	6	12	8	8	8
人数(人)	0	2	3	2	2	2
介護予防訪問リハビリテーション						
回数(回)	0	0	0	4	4	8
人数(人)	0	0	0	1	1	2
介護予防居宅療養管理指導						
人数(人)	1	1	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション						
人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護						
日数(日)	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)						
日数(日)	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)						
日数(日)	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)						
日数(日)	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与						
人数(人)	2	6	6	6	6	7
特定介護予防福祉用具購入費						
人数(人)	0	0	0	1	1	1
介護予防住宅改修						
人数(人)	0	0	0	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護						
人数(人)	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護						
回数(回)	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護						
人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護						
人数(人)	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援						
人数(人)	2	7	8	8	8	10

※1月あたりの日数、回数および人数を掲載

第3節 介護給付費等の見込み

居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費の推計

単位：千円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)居宅サービス				
訪問介護	16,416	11,103	10,555	12,757
訪問入浴介護	702	485	486	486
訪問看護	3,807	2,071	2,074	2,074
訪問リハビリテーション	1,588	813	795	795
居宅療養管理指導	279	283	284	284
通所介護	752	690	691	691
通所リハビリテーション	1,777	1,144	1,145	1,145
短期入所生活介護	20,214	12,950	17,532	15,459
短期入所療養介護(老健)	5,012	4,502	4,508	4,508
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	4,588	3,747	3,847	3,776
特定福祉用具購入費	48	96	96	96
住宅改修費	722	180	180	180
特定施設入居者生活介護	19,739	18,968	18,992	18,992
(2)地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	3,814	3,868	3,872	3,872
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	25,962	19,816	18,962	18,962
(3)施設サービス				
介護老人福祉施設	88,342	95,555	95,676	95,676
介護老人保健施設	52,098	64,704	64,785	64,785
介護医療院	14,710	14,917	14,936	14,936
介護療養型医療施設	0			
(4)居宅介護支援	10,952	9,167	9,531	9,587
合計	271,521	265,059	268,947	269,061

※年間の給付費見込額を掲載

介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の推計

【介護予防】

単位:千円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,120	711	712	712
介護予防訪問リハビリテーション	0	112	112	224
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	373	373	373	435
特定介護予防福祉用具購入費	67	96	96	96
介護予防住宅改修	40	180	180	180
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
(2)地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3)介護予防支援	430	436	436	544
合計	2,030	1,908	1,909	2,191

※年間の給付費見込額を掲載

標準給付費の推計

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
標準給付見込額	287,183	291,168	291,974	①から⑤計
総給付費	266,967	270,856	271,252	①
特定入所者介護サービス費等給付額(調整後)	12,529	12,612	13,019	②
特定入所者介護サービス費等給付額	12,355	12,421	12,822	
制度改正に伴う財政影響額	174	191	197	
高額介護サービス費等給付額(調整後)	7,304	7,314	7,314	③
高額介護サービス費等給付額	7,200	7,200	7,200	
高額介護サービス費等の利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	104	114	114	
高額医療合算介護サービス費等給付額	200	200	200	④
算定対象審査支払手数料	183	186	189	⑤
審査支払手数料支払件数(件)	3,150	3,200	3,250	

※年間の給付費見込額を掲載

第4節 地域支援事業費推計

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費	13,787	13,787	13,787
介護予防・日常生活支援総合事業費	7,661	7,661	7,661
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	6,111	6,111	6,111
包括的支援事業(社会保障充実分)	15	15	15

※年間の事業費見込額を掲載

第3編

その他

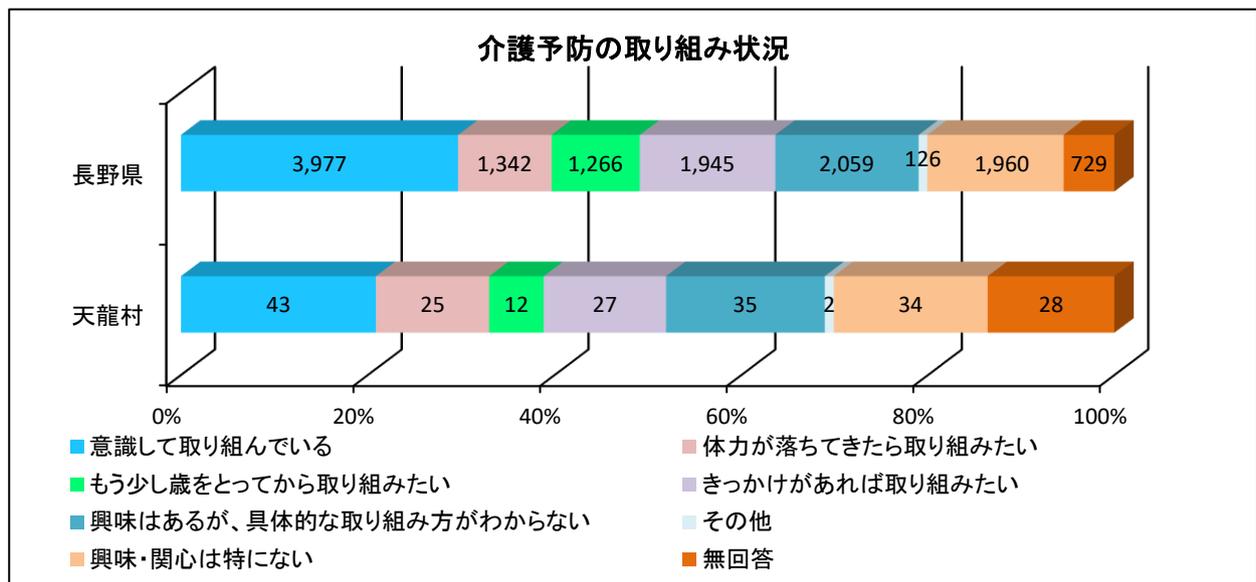
元気高齢者実態調査抜粋(206名)

基準日: 令和4年10月1日

対象者数: 235名 回答者数: 206名 回答率: 87.7%

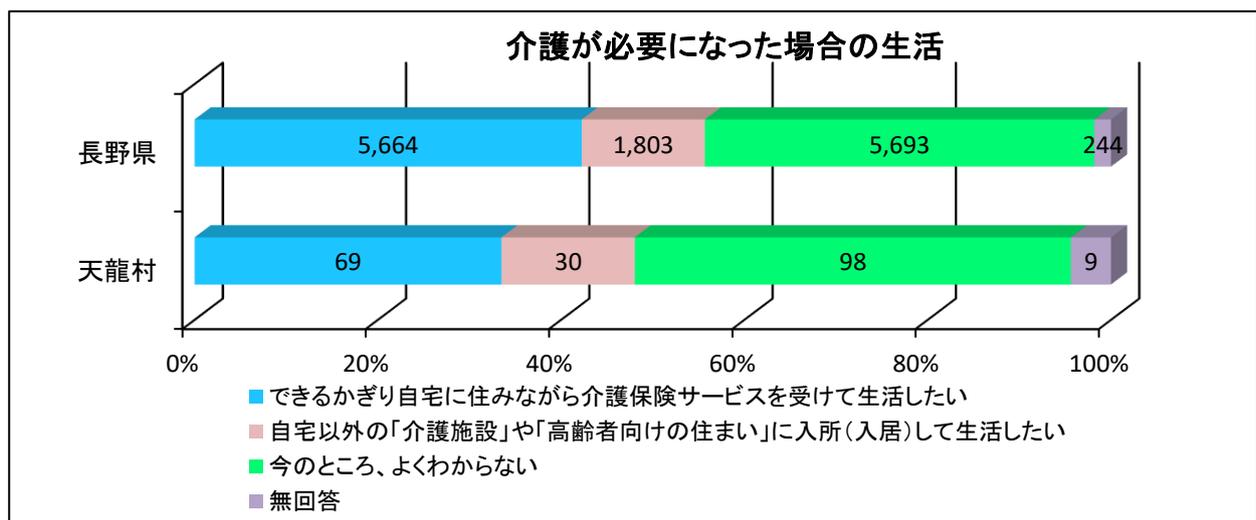
①現在、介護予防に取り組んでいますか

	天龍村	長野県
意識して取り組んでいる	43	3,977
体力が落ちてきたら取り組みたい	25	1,342
もう少し歳をとってから取り組みたい	12	1,266
きっかけがあれば取り組みたい	27	1,945
興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない	35	2,059
その他	2	126
興味・関心は特にない	34	1,960
無回答	28	729



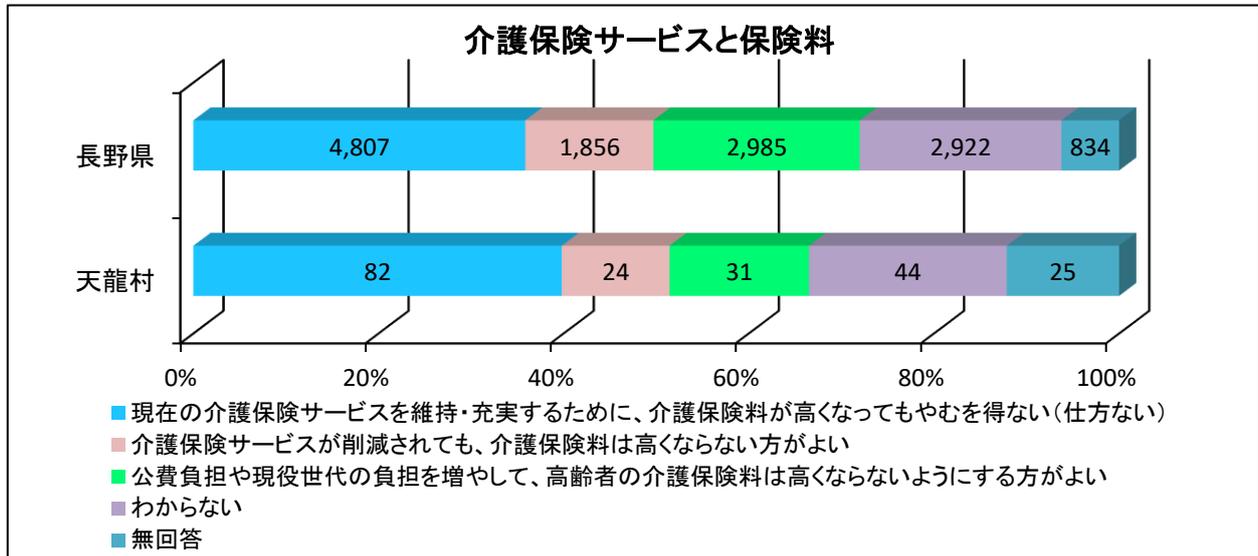
②あなたに介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいと思いますか

	天龍村	長野県
できるかぎり自宅に住みながら介護保険サービスを受けて生活したい	69	5,664
自宅以外の「介護施設」や「高齢者向けの住まい」に入所(入居)して生活したい	30	1,803
今のところ、よくわからない	98	5,693
無回答	9	244



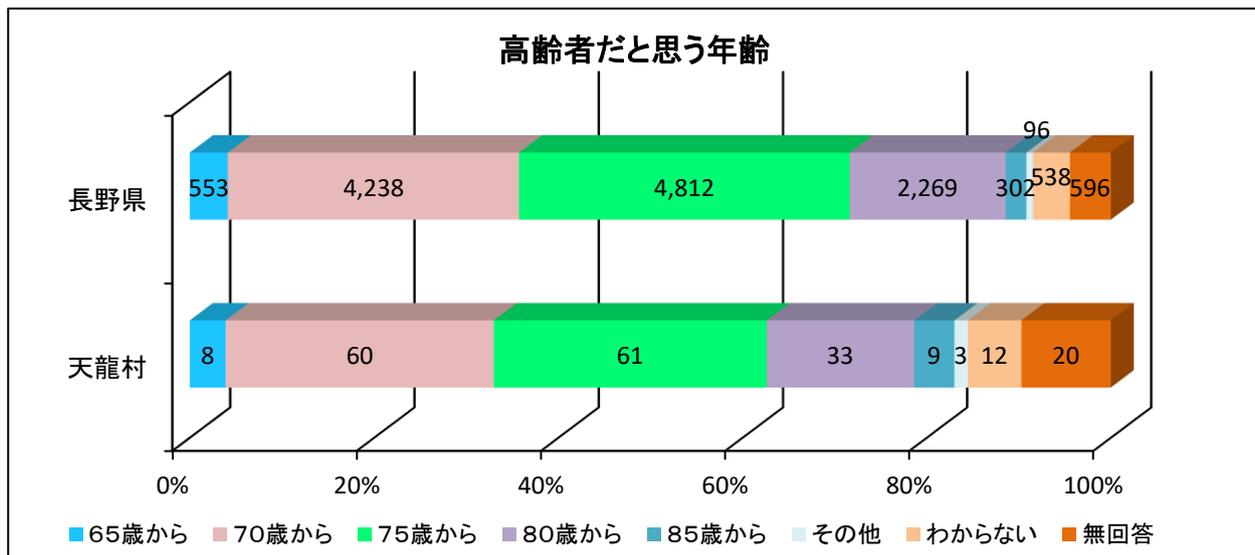
③介護保険サービスと保険料の関係

	天龍村	長野県
現在の介護保険サービスを維持・充実するために、介護保険料が高くなってもやむを得ない(仕方ない)	82	4,807
介護保険サービスが削減されても、介護保険料は高くない方がよい	24	1,856
公費負担や現役世代の負担を増やして、高齢者の介護保険料は高くないようにする方がよい	31	2,985
わからない	44	2,922
無回答	25	834



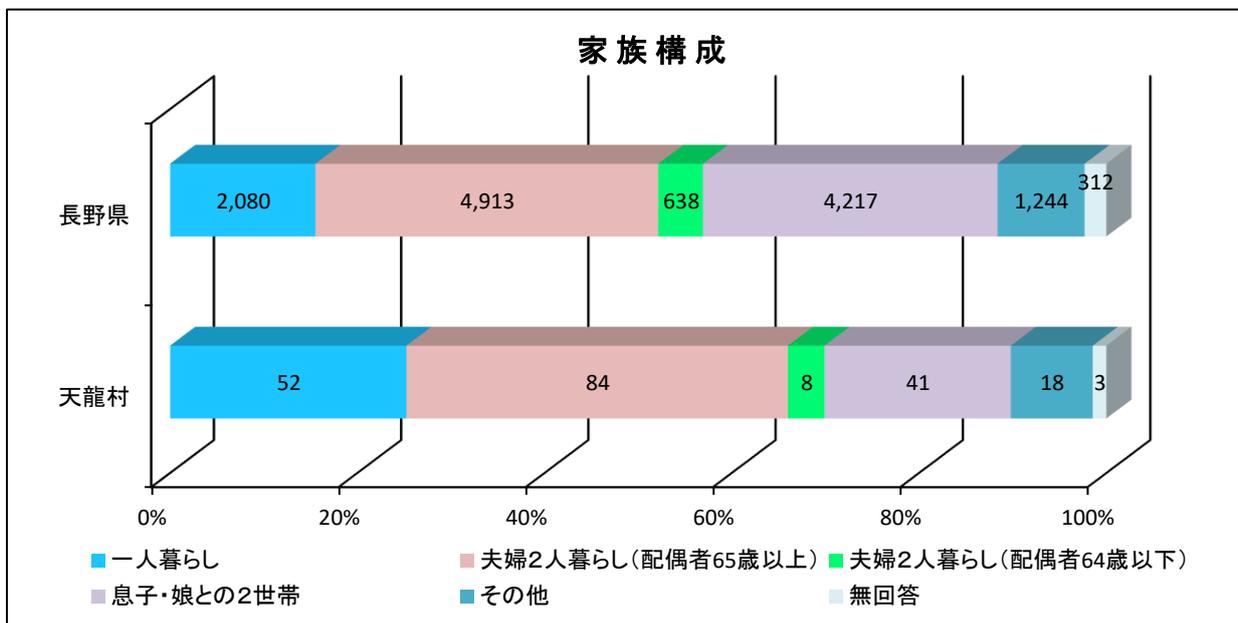
④あなたは何歳から「高齢者」だと思いますか

	天龍村	長野県
65歳から	8	553
70歳から	60	4,238
75歳から	61	4,812
80歳から	33	2,269
85歳から	9	302
その他	3	96
わからない	12	538
無回答	20	596



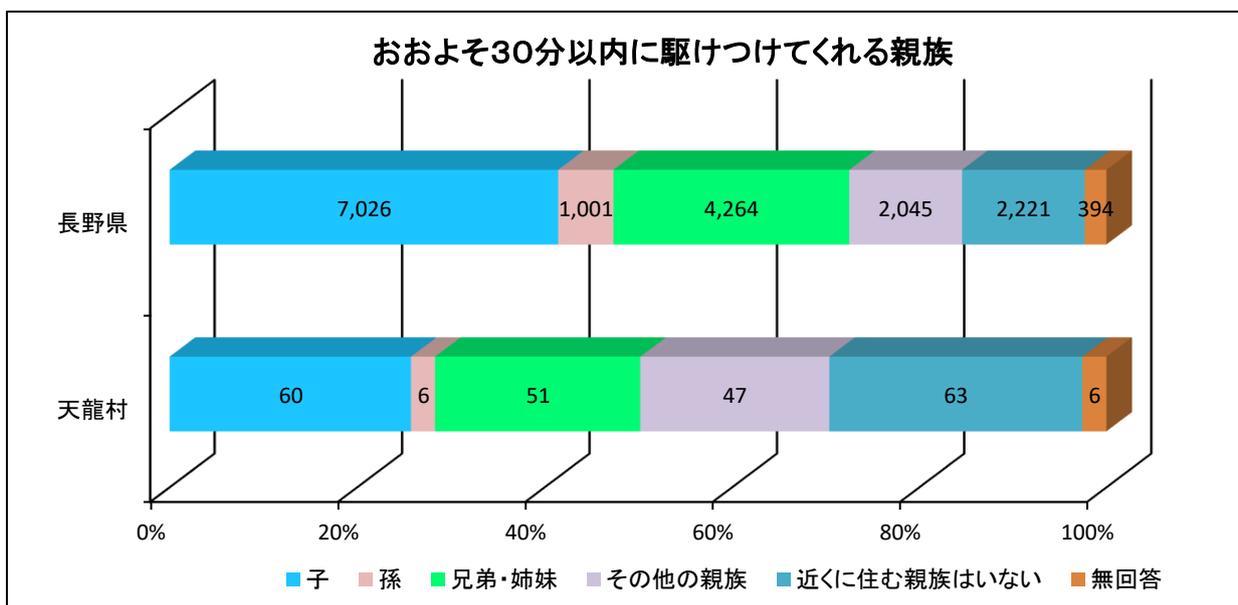
⑤家族構成を教えてください

	天龍村	長野県
一人暮らし	52	2,080
夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	84	4,913
夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	8	638
息子・娘との2世帯	41	4,217
その他	18	1,244
無回答	3	312



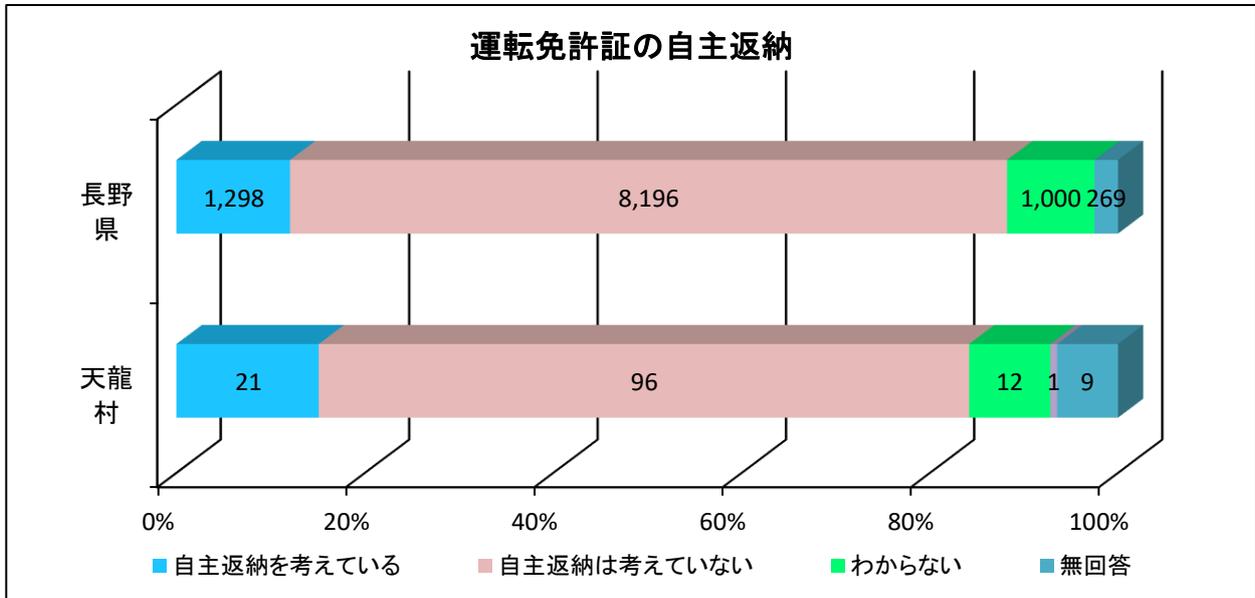
⑥あなた(あて名のご本人)が急病の時などで手助けが必要な時、(同居以外で)おおよそ30分以内に駆けつけてくれる親族はいますか(複数回答)

	天龍村	長野県
子	60	7,026
孫	6	1,001
兄弟・姉妹	51	4,264
その他の親族	47	2,045
近くに住む親族はいない	63	2,221
無回答	6	394



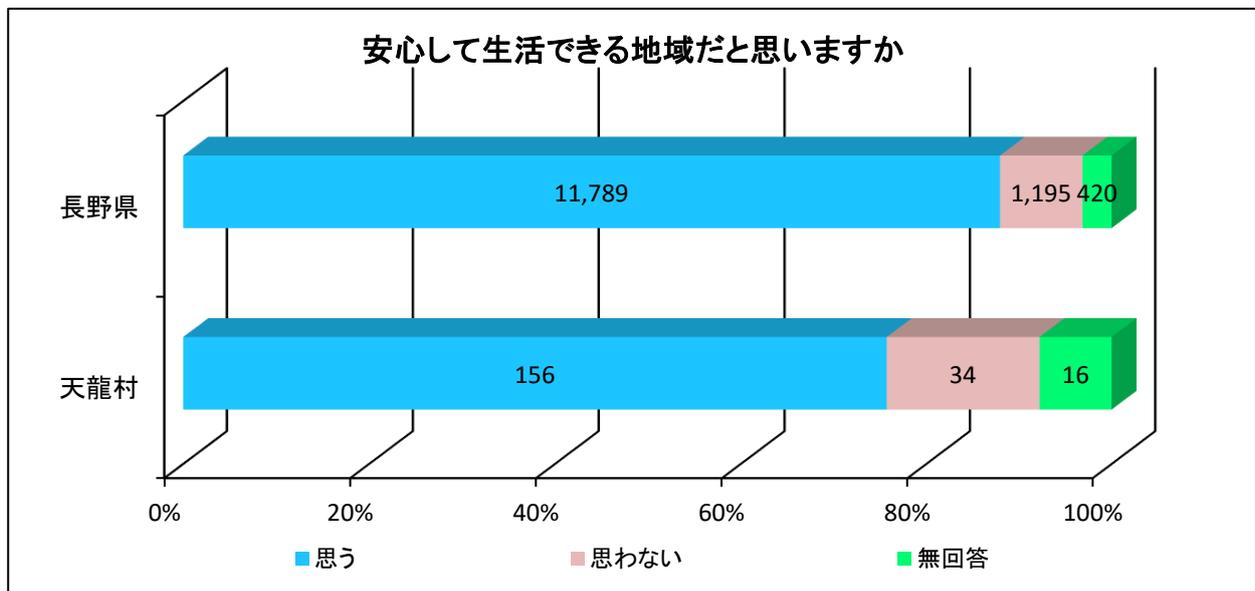
⑦運転免許証の自主返納をえていますか

	天龍村	長野県
自主返納をえている	21	1,298
自主返納はえていない	96	8,196
わからない	12	1,000
無回答	9	269



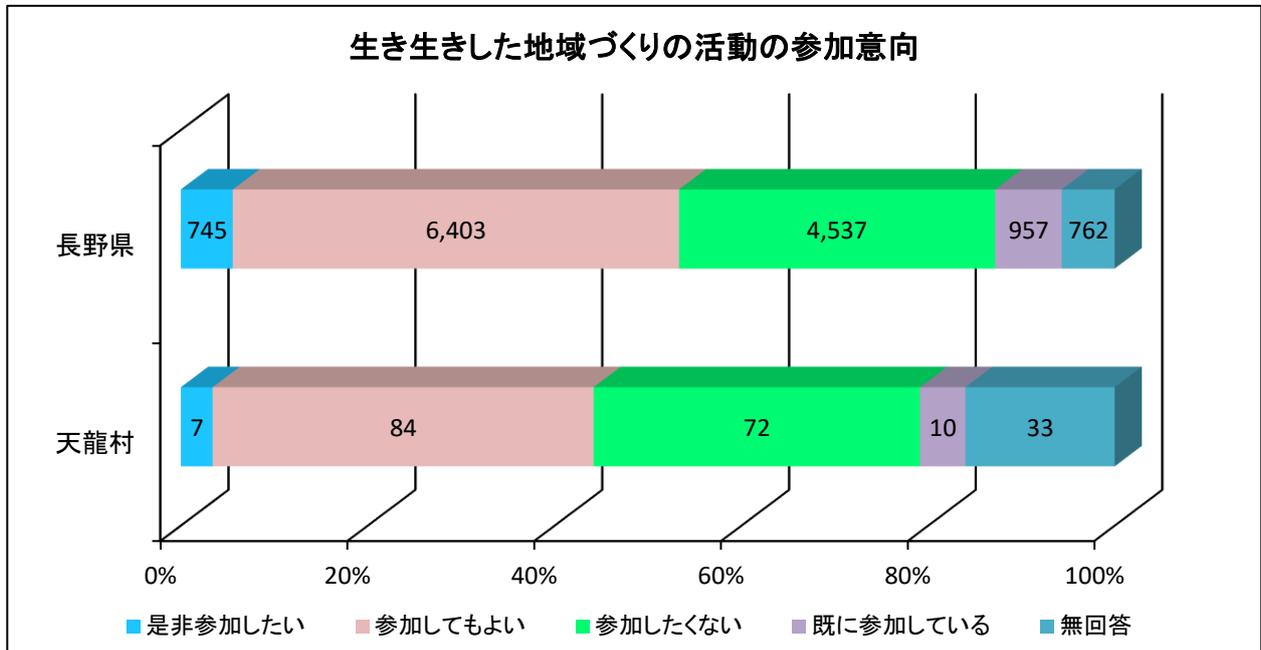
⑧お住まいの地域は、安心して生活できる地域だと思えますか

	天龍村	長野県
思う	156	11,789
思わない	34	1,195
無回答	16	420



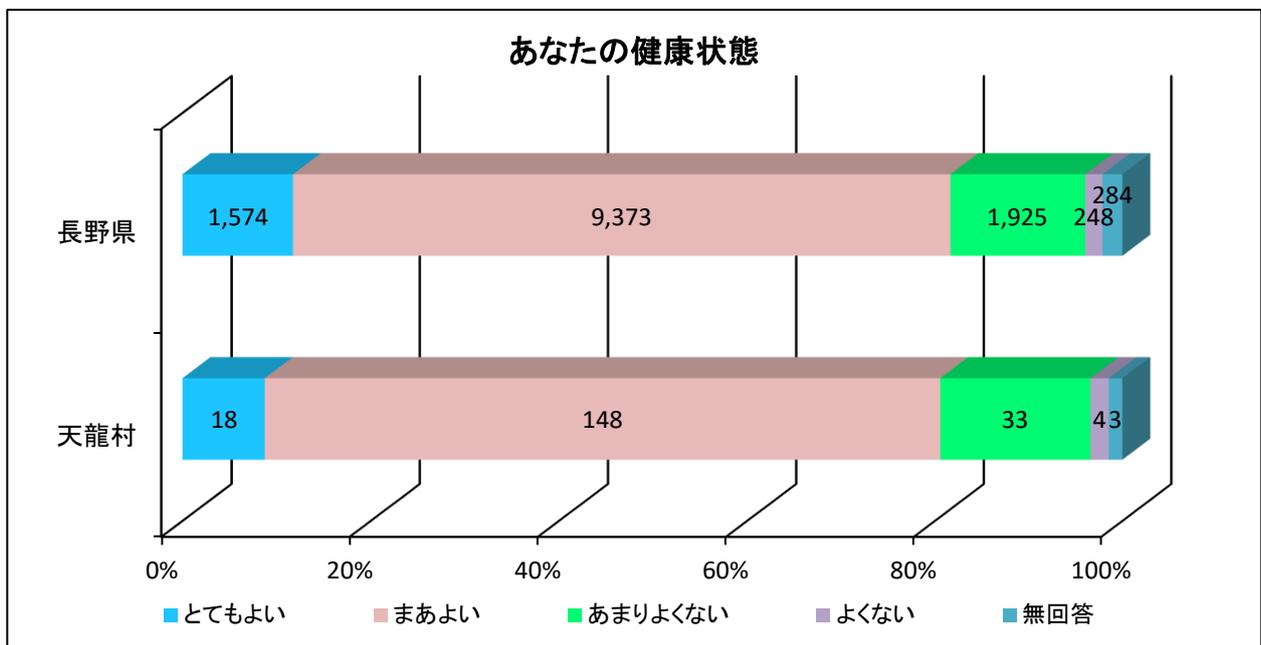
⑨地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

	天龍村	長野県
是非参加したい	7	745
参加してもよい	84	6,403
参加したくない	72	4,537
既に参加している	10	957
無回答	33	762



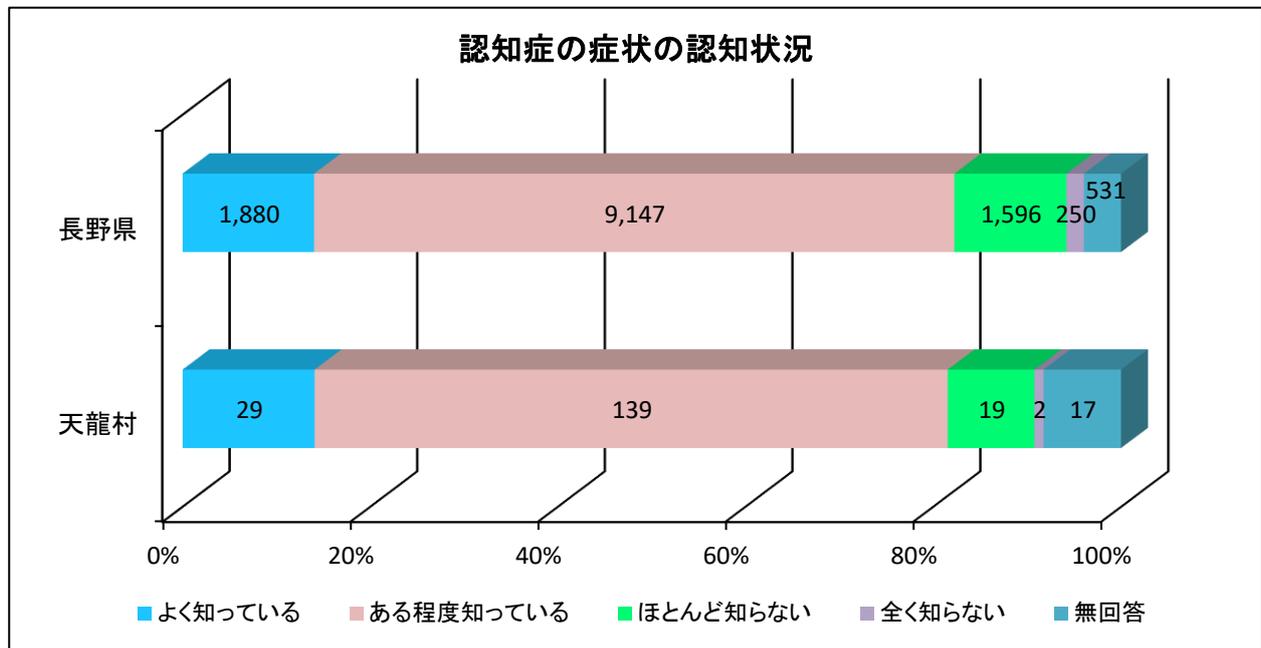
⑩現在のあなたの健康状態はいかがですか

	天龍村	長野県
とてもよい	18	1,574
まあよい	148	9,373
あまりよくない	33	1,925
よくない	4	248
無回答	3	284



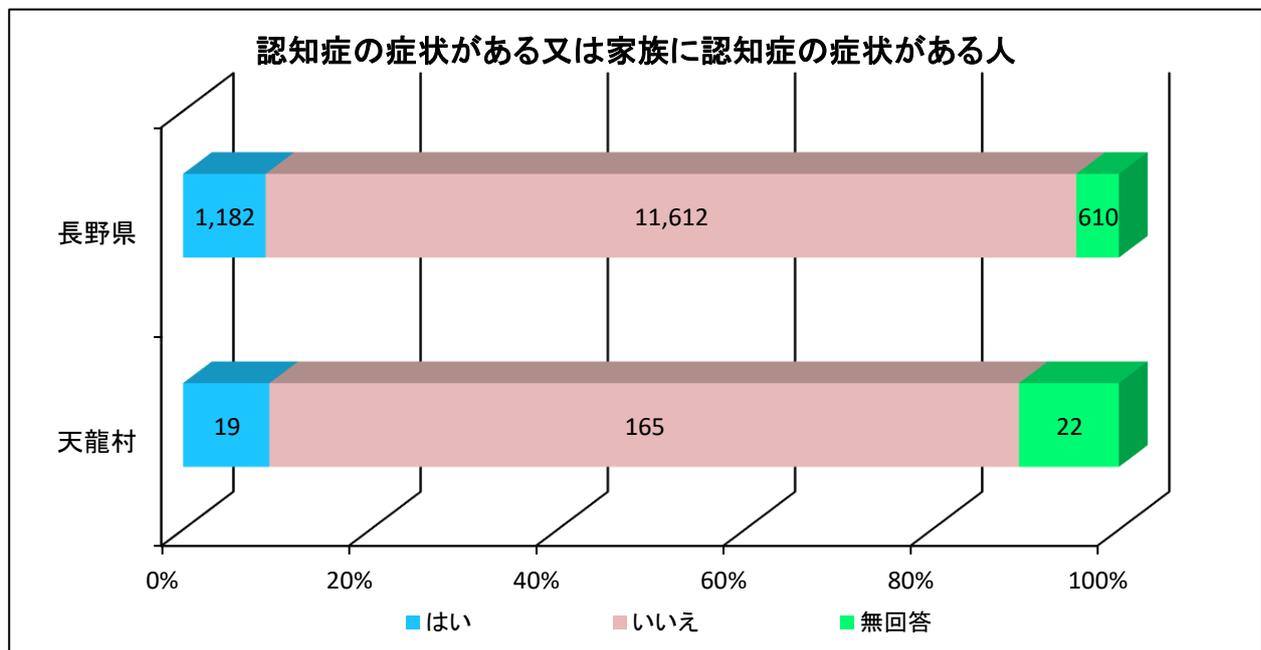
⑪あなたは、認知症の症状を知っていますか

	天龍村	長野県
よく知っている	29	1,880
ある程度知っている	139	9,147
ほとんど知らない	19	1,596
全く知らない	2	250
無回答	17	531



⑫認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

	天龍村	長野県
はい	19	1,182
いいえ	165	11,612
無回答	22	610



⑬今後、介護や高齢者に必要な施策をどのようなものと考えますか(複数回答)

	天龍村	長野県
特別養護老人ホーム・介護老人保健施設など、大規模で常時介護に対応できる施設の整備	55	4,498
29人以下の特別養護老人ホームや認知症グループホームなど、小規模で家庭的な雰囲気の中で常時介護のもと生活できる施設の整備	59	4,568
ケアハウス・有料老人ホームなど、それぞれの高齢者が、必要に応じた介護を受けながら生活できる施設や共同住宅の整備	35	3,510
自宅での生活が継続できるよう、訪問介護・訪問看護・訪問リハビリなどの訪問系在宅サービスの充実	76	6,197
自宅での生活が継続できるよう、通所介護(デイサービス)・通所リハビリ(デイケア)などの通所系在宅サービスの充実	66	5,344
自宅での生活が継続できるよう、24時間対応の在宅(訪問介護・訪問看護)サービスの充実	43	3,995
自宅での生活が継続できるよう、短期入所(ショートステイ)などの一時的入所サービスの充実	67	5,276
自宅での生活が継続できるよう、福祉用具貸与・住宅改修の充実	48	4,150
認知症の人が利用できるサービスの充実	38	3,135
介護に関する相談(土日を含む)や介護者教室、介護者の集いの場の充実	7	1,470
介護予防(寝たきり予防、認知症予防など)事業の充実	23	2,513
外出支援(公共交通機関を利用する際の助成、移送サービスなど)	27	2,947
生活支援	13	1,351
健康づくりのための教室、健康相談の充実	12	1,533
健康診断や歯科検診などの充実	23	1,528
隣近所の助け合いやボランティア活動の育成や活動への助成	20	1,236
生きがいをもって活動できる場や働ける場の整備	17	2,104
世代間の交流事業や高齢者の知識や経験を伝える場づくり	8	870
認知症疾患医療センター等の専門医療機関の充実	17	2,555
その他	0	101
特にない・わからない	26	1,166
無回答	29	867

要介護者実態調査抜粋(87名)

基準日:令和4年10月1日

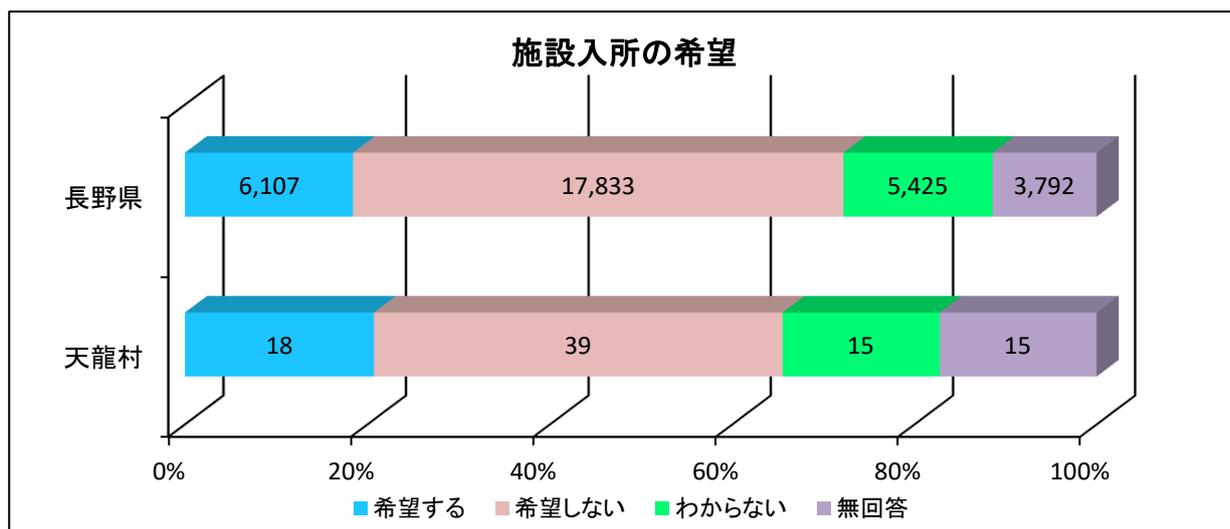
対象者数:101名 回答者数:87名 回答率:86.1%

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
天龍村	8	20	29	17	8	2	3	87
長野県	5,080	6,301	8,362	6,108	3,432	2,412	1,373	33,068

※県全体で無回答89人あり

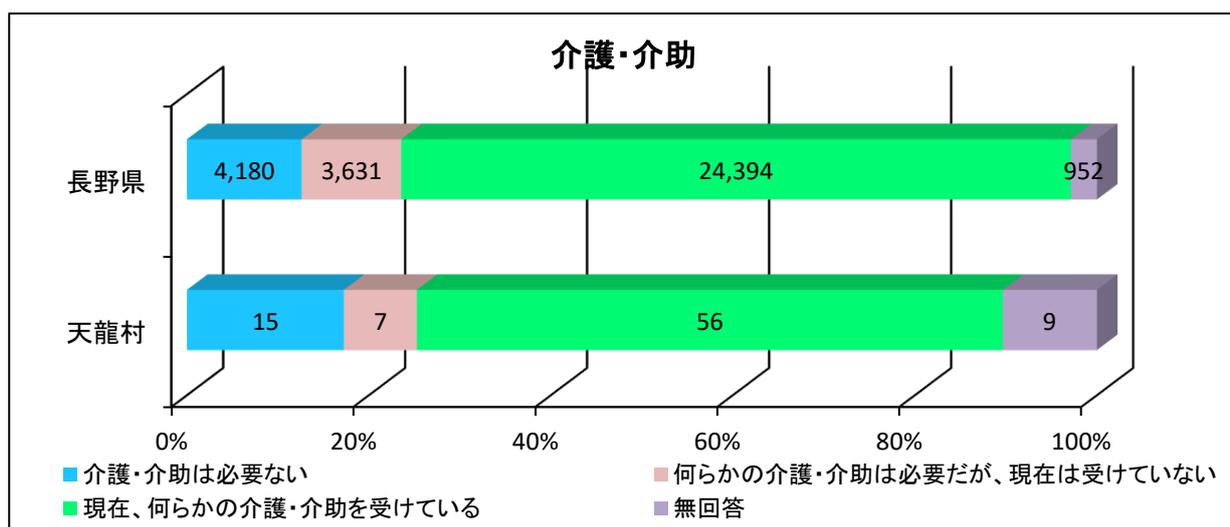
①自宅以外の「施設」や「高齢者向けの住まい」に入所(入居)を希望しますか

	天龍村	長野県
希望する	18	6,107
希望しない	39	17,833
わからない	15	5,425
無回答	15	3,792



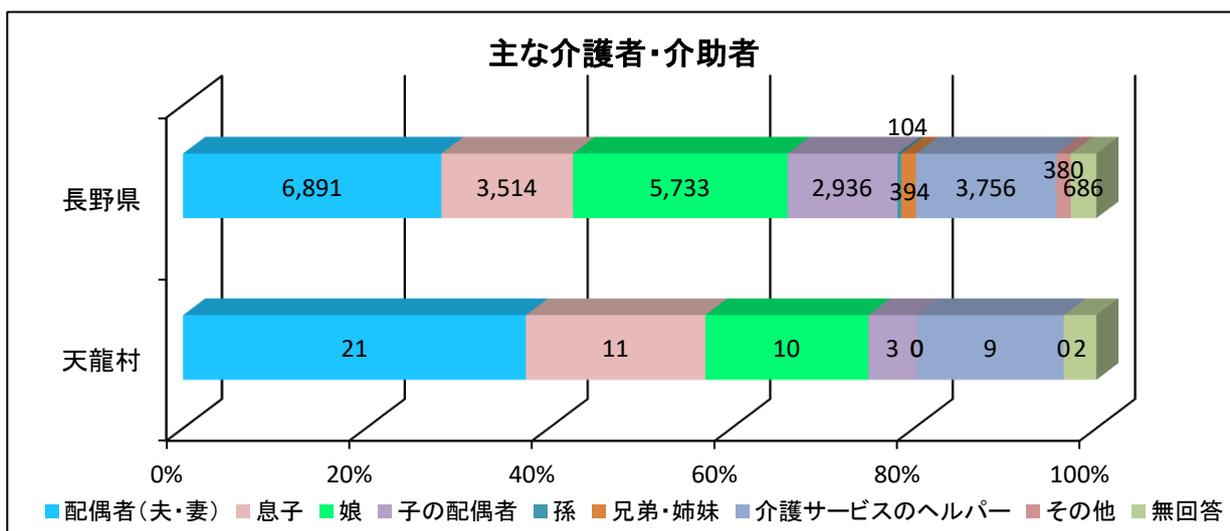
②あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助を受けていますか

	天龍村	長野県
介護・介助は必要ない	15	4,180
何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない	7	3,631
現在、何らかの介護・介助を受けている	56	24,394
無回答	9	952



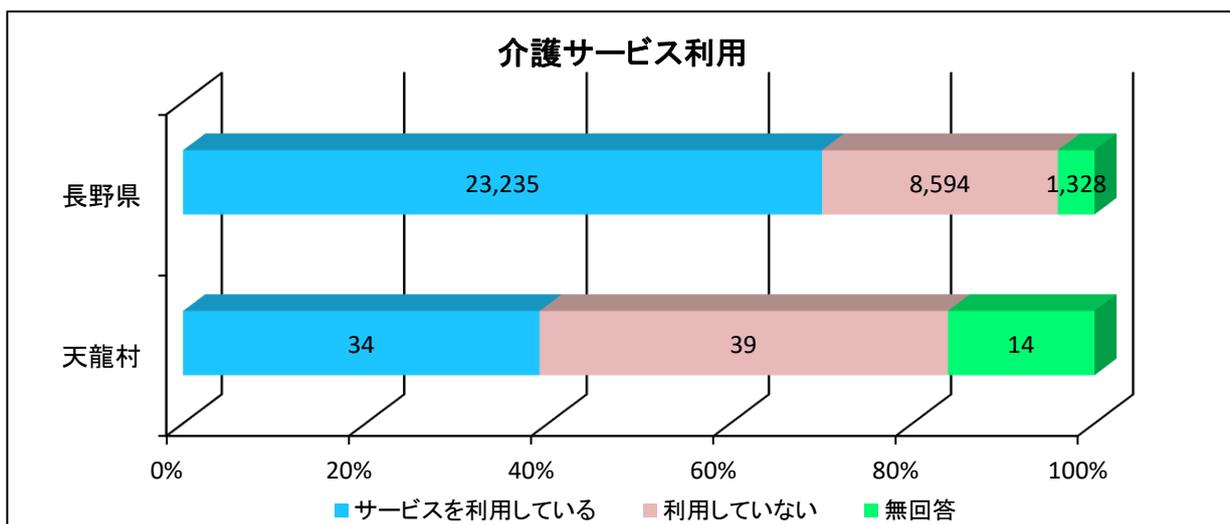
③主にどなたの介護・介助を受けていますか

	天龍村	長野県
配偶者(夫・妻)	21	6,891
息子	11	3,514
娘	10	5,733
子の配偶者	3	2,936
孫	0	104
兄弟・姉妹	0	394
介護サービスのヘルパー	9	3,756
その他	0	380
無回答	2	686



④介護サービスを利用しているか

	天龍村	長野県
サービスを利用している	34	23,235
利用していない	39	8,594
無回答	14	1,328



⑤ずっと自宅で暮らし続けるためにあれば良いと思う支援(複数回答)

	天龍村	長野県
緊急時など、必要な時にショートステイや宿泊サービスが利用できること	41	20,123
自宅に医師が訪問して診療してくれること	40	15,809
デイサービスなどの通所サービスを必要な時に利用できること	27	15,549
要介護度によって決められている金額を気にせずに、必要な分だけ介護保険サービスを受けられること	17	12,470
通院などの際、送迎サービスを受けられること	28	14,754
介護をしてくれる家族がいること	25	12,943
夜間や休日にも、自宅で介護や看護のサービスを受けられること	26	11,717
配食サービスを受けられること	20	9,074
緊急時などに必要な見守りを受けられること	30	10,973
自宅を改修するための資金提供を受けられること	12	5,628
その他	2	323
無回答	20	3,220

⑥充実すれば、認知症になっても安心して暮らしていくことができると思うこと(複数回答)

	天龍村	長野県
専門相談窓口	24	13,149
認知症の受診・治療ができる病院・診療所	40	16,979
緊急時に対応できる病院・診療所、施設	37	12,903
入所できる施設	37	17,161
認知症の人が利用できる在宅サービス	24	12,909
認知症家族の会等	3	2,190
成年後見制度等の権利擁護	1	1,812
徘徊高齢者見守りネットワーク	9	5,407
認知症の講習会や予防教室等	6	4,191
認知症の正しい知識と理解をもった地域づくり	16	7,895
認知症カフェなどの認知症の人や家族、支援者が集える場所	10	3,800
その他	1	655
無回答	19	3,955

○天龍村介護保険等懇話会設置要綱

平成 11 年 6 月 30 日
告示第 19 号

天龍村介護保険等懇話会設置要綱

(設置)

第 1 条 天龍村介護保険事業計画及び天龍村老人福祉計画の策定にあたり、高齢者介護サービスのあり方について、高齢者保健、医療及び福祉関係者、被保険者を代表する者等から意見を聞くため、天龍村介護保険等懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 懇話会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 村民及び被保険者を代表する者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は会長が召集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要がある時は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員の報酬)

第 6 条 懇話会委員の報酬及び費用弁償については特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 42 年条例第 9 号)を準用し、同条例別表「その他の委員」相当額を支給することができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、健康福祉課が行う。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 11 年 6 月 11 日から適用する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日告示第 2 号)

この告示は公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成30年3月22日告示第25号)
この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日告示第22号)
この告示は、令和5年4月1日から施行する。

天龍村介護保険等懇話会委員名簿

令和6年3月1日

役 職	氏 名	備考
天龍村議会議長	後藤 知久	会長
天龍村議会副議長	大平 正長	副会長
公民館長	鎌倉 貞男	
天龍村国民健康保険診療所 医師	水谷 喜雄	
民生・児童委員会長	村松 三子	
社会福祉協議会長	宮澤 英行	
天龍村身障者協議会長	宮澤今朝光	
シニアクラブ会長	金田 正	
婦人会代表	平松 喜子	
阿南広域シルバー人材センター理事	橘 和男	
阿南病院訪問看護ステーション さくら	小林 園枝	
天龍村社協ケアマネージャー	兼宗 育子	
村民及び被保険者代表	宇津恵万司女	
村民及び被保険者代表	川上 正明	

14名

天龍村地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 地域包括支援センター(以下「センター」という。)の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置するものとする。

(運営協議会の構成員等)

第 2 条

(1) 運営協議会の構成員は、センターの公正・中立性を確保する観点から、実情に応じて村長が選定する。

なお、構成員は非常勤とし、再任することができる。

① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体※等

※医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等

② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者(1号及び2号)

③ 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

④ 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

(2) 運営協議会には会長を置く。会長は、構成員の互選により選任する。

(運営協議会の所掌事務)

第 3 条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

① センターの担当する圏域の設定

② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

③ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

④ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

⑤ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること。

① 運営協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書

イ 前年度の事業報告書及び収支決算書

ウ その他運営協議会が必要と認める書類

② 運営協議会は、①イの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要とときに、事業内容を評価するものとする。

ア センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いか。

イ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。

ウ その他運営協議会が必要と判断した事項

(3) センターの職員の確保に関すること。

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(4) その他の地域包括ケアに関すること。

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

(事務局)

第4条 センターの事務局は、健康福祉課地域包括支援センターに置く。

(その他)

第5条 運営協議会の設置の準備のため、地域包括センター運営協議会準備委員会(仮称。以下「準備委員会」という。)を設置することができる。準備委員会が、地域包括センター運営協議会の設置要綱を決定することで、運営協議会を設立する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則(平成29年3月24日告示第36号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日告示第18号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。